

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 30 日（土）号外の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則（※） (税務課取扱い) 1

規 則

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第37号

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県税条例施行規則（昭和38年鹿児島県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の定めるところにより県税に関する犯則事件の調査を行う」を「第22条の3第1項の当該」に改め、同条第2項を削る。

第13条第2項の表根拠規定の欄中「第14条第5項」を「第14条第4項」に改め、同表書類の種類欄中「の通知書」を「通知書」に改める。

第17条の3第3項中「又は第2項」を「から第3項まで」に、「第1項又は前項」を「前3項」に、「第73条の24第4項」を「第73条の24第5項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第55条第1項の規定により、法第73条の24第3項の規定に基づく耐震基準不適合既存住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を申告しなければならない。

- (1) 申告者の住所及び氏名
- (2) 取得した土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 取得した土地の取得年月日
- (4) 耐震基準不適合既存住宅の取得年月日
- (5) 耐震基準不適合既存住宅の家屋番号、種類、構造及び床面積
- (6) 耐震基準に適合する旨を証する書類の名称
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第18条第3項第3号中「第3条の2の18」を「第3条の2の20」に改め、同条に次の1項を加える。

5 条例第55条第2項の規定により、法附則第11条の4第6項の規定に基づく改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の減額を受けようとする者が、申告書に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申告者の住所及び氏名又は所在地及び名称
- (2) 取得した土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 当該土地の取得年月日
- (4) 特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地の譲渡年月日及び譲渡の対価の額
- (5) 特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を譲り受けた個人の氏名及び当該個人が居住の用に供した年月日

(6) 減額を受けようとする税額

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第18条の2第1項第5号中「及び1平方メートル当たりの価格」を削り、同条第2項第4号中「、床面積及び1平方メートル当たりの価格」を「及び床面積」に改め、同条中第10項を第12項とし、第5項から第9項までを2項ずつ繰り下げ、第4項を第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 条例第55条第2項の規定により、法附則第11条の4第7項において準用する法第73条の25第1項の規定に基づく不動産取得税の徴収猶予を受けようとする者が、申告書に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 申告者の住所及び氏名又は所在地及び名称

(2) 取得した土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 当該土地の取得年月日

(4) 特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地の譲渡予定年月日及び譲渡の対価の額

(5) 特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を譲り受ける予定の個人の氏名及び当該個人が居住の用に供する予定年月日

(6) 徴収猶予を受けようとする税額及び期限

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第18条の2第3項第3号中「第3条の2の18」を「第3条の2の20」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第55条第2項の規定により、法第73条の25第1項の規定に基づく住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予（法第73条の24第3項の規定の適用を受ける土地の取得に係るものに限る。）を受けようとする者が、申告書に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 申告者の住所及び氏名

(2) 取得した土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 取得した土地の取得年月日

(4) 耐震基準不適合既存住宅の取得年月日又は取得予定年月日

(5) 耐震基準不適合既存住宅の家屋番号、種類、構造及び床面積

(6) 耐震基準に適合する旨を証する書類の名称

(7) 徴収猶予を受けようとする税額及び期限

(8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第18条の4の表根拠規定の欄中「第73条の2第6項後段」を「第73条の2第7項後段」に、「第73条の2第7項」を「第73条の2第8項」に、「及び同条第5項」を「、第5項及び第7項」に、「の規定中」を「第1項（）」に改め、「部分」の次に「に限る。）」を加え、「第55条第2項」を「第55条第1項（法第73条の24第3項に係る部分に限る。）又は第2項」に改める。

第36条の8の2第1項第1号中「51,700円、同条第2項の適用を受けるものにあつては49,500円」を「、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額」に改め、同号に次のように加える。

ア 条例附則別表第1第101条第1項第1号アの項、第101条第1項第1号イの項、第101条第1項第4号の項及び第101条第1項第5号の項の規定の適用を受けるもの 51,700円

イ 条例附則別表第1第101条第1項第2号アの項、第101条第1項第2号イの項、第101条第1項第2号ウ(ア)の項、第101条第1項第2号ウ(イ)の項、第101条第1項第3号ア(イ)の項、第101条第1項第3号イの項、第101条第1項第3号ウの項、第101条第2項第1号の項及び第101条第2項第2号の項の規定の適用を受けるもの 49,500円

第36条の8の2第1項第2号中「51,700円、同条第2項の適用を受けるものにあつては49,500円」を「、前号ア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれ同号ア及びイに定める金額」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改

め、同項を同条第 3 項とする。

別記第 47 号様式、別記第 48 号様式及び別記第 56 号様式中備考を削る。

別記第 64 号様式中

法人 税 割 額	課税標準の総額			課税標準 総額	所得割			
	分割基準	本県分			付加価値割	付加価値割		
		総数				資本割		
	課税標準				分割 基準	収入割		
	税額					本県分		
	外国法人税等の控除額				総数			
	仮装経理等控除額				所得割額			
	利子割額の控除額				付加価値割額			
	差引法人税割額				資本割額			
	既還付請求過大時納付額				収入割額			
均等割額			平成 27 年改正法附則第 8 条又					
延滞金			は第 9 条の控除額					

を

法 人 税 割 額	課税標準の総額			課税標準 総額	所得割			
	分割基準	本県分			付加価値割	付加価値割		
		総数				資本割		
	課税標準				分割 基準	収入割		
	税額					本県分		
	特定寄附金の控除額				総数			
	外国法人税等の控除額				所得割額			
	仮装経理等控除額				付加価値割額			
	利子割額の控除額				資本割額			
	差引法人税割額				収入割額			
既還付請求過大時納付額			平成 27 年改正法附則第 8 条又は					
均等割額			平成 28 年改正法附則第 5 条の控除額					
延滞金			特定寄附金の控除額					

に改める。

別記第 74 号様式中「第 73 条の 2 第 7 項」を「第 73 条の 2 第 8 項」に改め、「附則第 11 条の 4 第 5 項」の次に「附則第 11 条の 4 第 7 項」を加える。

別記第 75 号様式中

1	第 73 条の 14 第 1 項	3	第 73 条の 24 第 1 項	を
2	第 73 条の 14 第 3 項	4	第 73 条の 24 第 2 項	

1	第 73 条の 14 第 1 項	3	第 73 条の 24 第 1 項	5	第 73 条の 24 第 3 項	に改め、
2	第 73 条の 14 第 3 項	4	第 73 条の 24 第 2 項			

同様式注 3 中「若しくは第 2 項」を「から第 3 項まで」に改める。

別記第 77 号様式中「第 55 条第 2 項」を「第 55 条第 1 項・第 55 条第 2 項」に、

地積又は床面積	平方メートル	取得年月日	年 月 日
---------	--------	-------	-------

を

地積又は床面積	地積	平方メートル	取得年月日	土地	年 月 日
	床面積	平方メートル		家屋	年 月 日

に改め、「耐震改修の実施」の次に「及び当該住宅の用に供する土地の取得」を加え、「及び個人」を「並びに当該住宅及び当該住宅の用に供する土地の個人」に改める。

別記第 78 号様式中

地積又は床面積	平方メートル	取得年月日	年 月 日
---------	--------	-------	-------

を
「

地積又は床面積	地 積	平方メートル	取 得 年 月 日	土 地	年 月 日
	床面積	平方メートル	取 得 (予 定) 年 月 日	家 屋	年 月 日

」

に、

- 「 1 心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得
- 2 宅地建物取引業者による既存住宅に対する住宅性能向上改修工事及び個人に対する譲渡
- 3 耐震基準不適合既存住宅に対する耐震改修の実施
- 4 被収用不動産等の代替不動産の取得

の実施

を

」

- 「 1 耐震基準不適合既存住宅に対する耐震改修の実施及び当該住宅の用に供する土地の取得
- 2 被収用不動産等の代替不動産の取得
- 3 心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得
- 4 宅地建物取引業者による既存住宅に対する住宅性能向上改修工事並びに当該住宅及び当

に、

該住宅の用に供する土地の個人に対する譲渡の実施」

「

心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得	施設の取得年月日	年 月 日	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等からの助成金の支給額	円
	常時雇用心身障害者数 (うち重度障害者数)	人 (人)	常時雇用労働者の総数	人
	徴 収 猶 予 税 額	円	徴 収 猶 予 期 限	年 月 日
宅地建物取引業者による既存住宅に対する住宅性能向上改修工事及び個人に対する譲渡の実施	改修工事対象住宅の新築年月日	年 月 日	改修工事の内容及び費用の額	円
	譲 渡 予 定 年 月 日	年 月 日	譲 渡 の 対 価 の 額	円
	譲り受ける予定の個人の氏名		譲り受ける予定の個人が居住の用に供する予定年月日	年 月 日
	徴 収 猶 予 税 額	円	徴 収 猶 予 期 限	年 月 日
耐震基準不適合既存住宅に対する耐震改修の実施	耐震基準不適合既存住宅の新築年月日	年 月 日	耐震基準に適合する旨を証する書類の提出予定年月日	年 月 日
	徴 収 猶 予 税 額	円	徴 収 猶 予 期 限	年 月 日

を
「

耐震基準不適合既存住宅に対する耐震改修の実施及び当該住宅の用に供する土地の取得	耐震基準不適合既存住宅の新築年月日	年 月 日	耐震基準に適合する旨を証する書類の提出予定年月日	年 月 日
	徴収猶予税額	円	徴収猶予期限	年 月 日
心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得	施設の取得年月日	年 月 日	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等からの助成金の支給額	円
	常時雇用心身障害者数 (うち重度障害者数 人)	人	常時雇用労働者の総数	人
	徴収猶予税額	円	徴収猶予期限	年 月 日
宅地建物取引業者による既存住宅に対する住宅性能向上改修工事並びに当該住宅及び当該住宅の用に供する土地の個人に対する譲渡の実施	改修工事対象住宅の新築年月日	年 月 日	改修工事の内容及び費用の額	円
	譲渡予定年月日	年 月 日	譲渡の対価の額	円
	譲り受ける予定の個人の氏名		譲り受ける予定の個人が居住の用に供する予定年月日	年 月 日
	徴収猶予税額	円	徴収猶予期限	年 月 日

に改める。

別記第172号様式中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県税条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。